兵ト協ニュース

2010.6 No.287

姫路ばら園（姫路市）

社団法人 兵庫県トラック協会　〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27　電話（078）882-5556　FAX（078）882-5565
責任者　太田啓三　ホームページ：http://www.hyotokyo.or.jp/　メールアドレス：hta@hyotokyo.or.jp

もくじ

○ 行政からのお知らせ

（国土交通） 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて …… 1

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令並びに関係通達の改正について…… 4

（環　境） 平成22年度　「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領 ………… 8

平成22年度クリーンアップひょうごキャンペーン実施計画 …… 10

○ 自動車事故対策機構からのお知らせ

平成22年度　運行管理者等一般講習開催のご案内 ………… 11

○ 事務局からのお知らせ

優秀運転者顕章候補者の推薦について ………… 12

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について ………… 13

平成22年度 低公害車導入促進助成事業について ………… 14

国土交通省「平成22年度 低公害車普及促進対策費補助金」について …… 17

平成22年度 安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧 ………… 18

ドライブレコーダー機器導入助成対象機器が追加されました ………… 19

○ 陸災防のページ

平成22年度　全国安全週間の実施について ………… 21

フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）のお知らせ ………… 24

はい作業主任者技能講習会のお知らせ ………… 27

○ 会員だより ………… 32

○ 協 会 日 誌 ………… 34

行政からのお知らせ

国土交通

国自整第8号の2
国自技第29号の2
国自環第25号の2
平成22年4月23日

社団法人　全日本トラック協会会長　殿

国土交通省自動車交通局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等あらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、中でも、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっています。

また、最近では、自動車のスタイルを重視する余り、マフラー等の自動車部品の取付けにより保安基準に適合しなくなる等違法とは知らずに改造を行っている自動車使用者も見受けられます。

このような状況に鑑み、国土交通省としては、平成22年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むこととしたので、この旨了知されるとともに、貴会におかれては、別添の実施要領に基づき積極的に不正改造車の排除に努めるよう傘下会員に対し適切な指導をお願い致します。

「不正改造車を排除する運動」実施要領

（別添）

平　成　２２　年　４　月
国土交通省自動車交通局

第1　目　　的

我が国の自動車保有台数は、平成21年12月末現在で約7,904万台を超えており、自動車が国民生活に十分定着した移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は57年振りに4千人台となったが、負傷者数は、近年減少しているものの、依然として90万人を超える状況が続いている。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車が、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、その排除が強く求められているところである。

また、最近では自動車のスタイルを重視する余り、マフラー等の自動車部品の取付けにより保安基準に適合しなくなる等違法とは知らずに改造を行っている自動車使用者も見受けられる。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、車両の安全確保・環境保全を図り、国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

第2　実施機関

国土交通省及び自動車関係33団体で構成する「不正改造防止推進協議会」（以下「協議会」という。）が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施する。

第3　実施期間

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、平成22年6月1日（火）から6月30日（水）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下「強化月間」という。）とし、特に重点をおいて運動を実施する。

第4　重点実施事項

1. 重点排除項目

次に掲げる不正改造事例の排除に重点をおいて「不正改造車を排除する運動」を実施するものとする。

また、自動車使用者へのアンケートの結果等を踏まえ、特に認知度が高く社会的に排除の要請が大きい（4）については、強化月間に行う街頭検査等において特に重点的に排除に努めるものとし、認知度が低く、使用者が自覚せずに不正改造を行っているおそれのある（1）、(2）、（3）及び（6）については、年間を通じ、広報等において特に重点的に啓発に努めるものとする。

(1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及び前面ガラスへの装飾板の装着
(2) クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
(3) タイヤ及びホイールの車体外へのはみ出し
(4) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
(5) 土砂等を運搬するダンプの荷台さし枠の取付け及びリアバンパの切断・取外し
(6) 基準外のウイングの取付け

(7) 不正な二次架装
(8) 大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造
(9) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
(10) 不正軽油燃料の使用

2. 重点実施事項

(1) 自動車使用者への啓発

年間を通じ、重点排除項目にあるような不正改造の具体的な事例を紹介し、自動車使用者の不正改造に関する認識向上を図る。この際、（第4）1.（1）、（2）、（3）及び（6）について、特に重点的に認識向上に努めるものとする。

また、強化月間においては、マスメディア等を併せて活用しつつ、自動車使用者（特に10代、20代）に対し重点的かつ直接的に啓発活動を行う。

(2) 街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。その際には、原動機付自転車も対象とし、不正改造されていた場合等には警告書を交付するとともに、報告を求める。

また、強化月間においては、（第4）1.（4）の排除に特に重点を置いた街頭検査を実施するものとする。

(3) 支局等構内検査の実施

申請や変更登録等のために支局等に来所した車両について、特に強化月間に重点をおいて検査を行い、不正改造をしていた場合には整備命令書の交付等を行う。

(4) 迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）の設置・情報収集の充実

年間を通じ、地方運輸局及び運輸支局に迷惑改造車相談窓口（以下「不正改造車110番」という。）を設置する等により、不正改造車に関する自動車使用者等からの相談に応じるとともに、自動車使用者、関係事業者等から不正改造に関する情報を収集する。

強化月間においては、不正改造車110番の認知度向上のための広報活動をするとともに、自動車使用者等に対し、積極的な情報提供を呼びかける。

(5) 不正改造車の自動車使用者に対し警告ハガキを送付

年間を通じ、不正改造車110番に寄せられた情報等を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の自動車使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。

(6) アンケート調査の実施

強化月間に実施するイベント等の機会をとらえ、自動車使用者等に対し、不正改造に対する認識に関するアンケート調査を実施する。

(7) 不正な二次架装に対する報告徴収及び立入検査

年間を通じ、不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。

また、街頭検査における情報、不正改造車110番に寄せられた情報、警告ハガキの報告内容等を活用することにより、必要に応じて不正改造施工者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

(8) 整備事業者等による適正な整備・改造の推進

整備事業者等においては、自動車使用者等に対し、不正改造事例の紹介及び自動車部品・用品等の適切な取付方法等の周知を図るとともに、不正な改造となるような整備・改造の依頼を受けないようにする等により、適正な整備・改造の推進を図る。

平成22年4月28日
自 動 車 交 通 局

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令並びに関係通達の改正について

国土交通省では、事業用自動車における事故削減を図るため、事業用自動車に係る総合的安全対策委員会によりまとめられた『事業用自動車総合安全プラン2009』（平成21年3月）を踏まえ、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）並びに関係通達の一部を改正しましたのでお知らせします。

1. 趣 旨

「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の飲酒運転ゼロの目標を達成するため、点呼時にアルコール検知器の使用を義務づける等の改正を行います。

2. 概 要

（1）公布即施行

- 酒気を帯びた乗務員を乗務させてはならないことを明確化します（旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）。
- 運行管理者の補助者となることができる要件として、運行管理者資格者証の交付を受けている者を追加します。（旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）。
- 上記の補助者が、運行管理者の指示を仰がずに、又は指示に反して不適切な業務を行った場合には、運行管理者資格者証の返納を命じることができることとします（関係通達の一部改正）。

（2）来年4月1日から施行

- 事業者は、点呼時に酒気帯びの有無を確認する場合には、目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いてしなければならないこととします（旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）。
- 事業者は、営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持しなければならないこととします（旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）。
- このため、事業者は、アルコール検知器の故障の有無を定期的に確認しなければならないこととします（関係通達の一部改正）。
- 電話点呼の場合には、運転者にアルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させる等により行うこととします（関係通達の一部改正）。

3. 公布日及び施行日

2.（1）　公布　平成22年４月28日
　　　　施行　平成22年４月28日
2.（2）　公布　平成22年４月28日
　　　　施行　平成23年４月１日

全ト協発第68号（環）
平 成 22 年 5 月 6 日

都道府県トラック協会長　殿

社団法人　全日本トラック協会
会　長　　中 西　 英 一 郎

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令並びに関係通達の改正（アルコール検知器の使用義務付け等）について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
　平素は、当協会の業務運営に関し、種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記について国土交通省より別紙のとおり、公布されましたのでお知らせいたします。
　つきましては、趣旨をご理解の上、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

別紙資料
・ 旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（国土交通省令第30号）
・ 貨物自動車運送事業者が点呼等において用いてアルコール検知器を定める告示（国土交通省告示第485号）
・「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について
・「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について
・「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の解釈及び運用について」の一部改正について

参考資料
・ 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正及び安全規則の解釈及び運用通達、運行管理者資格者証の返納命令発令基準等通達の一部改正概要（要旨）について

※紙面の関係上、参考資料のみを展開します。（適正化事業部）

（参考資料）

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正及び安全規則の解釈及び運用通達、運行管理者資格者証の返納命令発令基準等通達の一部改正概要（要旨）について

Ⅰ．公布即施行（平成22年4月28日施行）

○安全規則関係

1. 事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。（規則第3条第5項）

2. 事業者は乗務前点呼及び乗務途中点呼において、運転者に対し、酒気帯びの有無の報告を求めること。（規則第7条第1項、第3項）
3. 運転者は酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を事業者に申し出ること。（規則第17条第1項第1号）
4. 事業者は運行管理者資格者証（旅客自動車運送事業に係る運行管理者資格者証を含む。）を有する者も運行管理補助者に選任することができる。（規則第18条第13項）
5. 運行管理者の業務に、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないことを追加する。（規則第20条第1項第4号）

○安全規則の解釈運用通達

1. 安全規則第3条第5項関係
「酒気を帯びた状態」とは道交法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/lであるか否かを問わないものである。

2. 安全規則第7条第1項～第3項関係
「酒気帯びの有無」は、道交法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものである。

3. 安全規則第18条第3項関係
・ 補助者の選任は、選任されている営業所の補助業務に支障を生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所の補助者を兼務できる。ただし、各営業所において、運行管理業務が適切にできるよう運行管理規程に規定しておくこと。
・ 補助者が行う業務は、運行管理者の指導及び監督のもとに行われるものであり、次に該当するおそれがあることが確認された場合には、ただちに運行管理者に報告し、運行の可否の決定等について指示を受け、その結果に基づき各運転者に対し指示をすること。
① 運転者が酒気を帯びている
② 疾病、疲労その他の理由により安全運転をすることができない
③ 無免許運転、大型自動車等無資格運転
④ 過積載運行
⑤ 最高速度違反行為

○運行管理者資格者証の返納命令発動基準等通達

・ 運行管理者資格者証を有する運行管理補助者が次に該当することとなった場合には、当該補助者の運行管理者資格者証の返納を命じることとする。
事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、当該補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすとおそれがあることを認めたにもかかわらず、当該違反行為を命じ、又は容認したとして公安委員会から道路交通法通知があったとき。

Ⅱ.平成23年4月1日施行

○安全規則関係

1. 事業者は、乗務前点呼、乗務途中点呼及び乗務後点呼において、運転者に対し、酒気帯びの有無を確認すること。（規則第7条第1項、第2項、第3項）

2. 事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるもの）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、点呼時

において酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行うこと。（規則第7条第4項）

3. 事業者は、点呼を行い、確認をしたときは、運転者ごとに点呼を行なった旨、確認の内容を記録すること。（規則第7項第5項）

4. 運行管理者の業務に点呼時において運転者から報告を求めるだけでなく確認することを加えるとともに、アルコール検知器を常時有効に保持することを追加する。（規則第20条第1項第8号）

〇国土交通省告示第485号（平成22年4月30日）

貨物自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示

安全規則第7条第4項の告示で定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。

〇安全規則の解釈運用通達

1. 第7条第4項関係

・ アルコール検知器はアルコールインターロックを含み、当面性能上の要件を問わないものとする。

・「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器）又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。

・「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持することをいう。このため、アルコール検知器のメーカーが定めた取扱説明書に基づき、使用し、管理し、保守するとともに、次のとおり定期的に故障の有無を確認し故障していないものを使用すること。

① 毎日（アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、運転者の出発前、②において同じ）確認すべき事項
（ア）アルコール検知器に電源が確実に入ること。
（イ）アルコール検知器に損傷がないこと。

② 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項
（ア）確実に酒気を帯びていない者が、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知しないこと。
（イ）洗口液、液体歯磨等アルコールを含有する液体又はこれを薄めたものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること。

・「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。

・「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話等で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話等で報告させることにより行うものとする。

2. 第7条第5項関係

・ 乗務前点呼、乗務途中点呼及び乗務後点呼の記録については、所定の記載事項のほかアルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無が追加された。

平成22年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領

平成22年4月
環　境　省

1　背　　景

環境の日、環境月間の由来は、昭和47年6月5日から開催された国連人間環境会議まで遡ります。

国連は国連人間環境会議での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と定めました。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された　「環境基本法」においては、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、我が国では、昭和48年度から平成2年度までは6月5日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成3年度からは6月の一か月間を「環境月間」として設定しています。

2　平成22年度の「環境月間」について

(1)　地球温暖化という人類の生存に関わる脅威に対して、世界が立ち向かおうとしております。我が国では、2020年に、温室効果ガスを、1990年比で25パーセント削減するとの目標を掲げました。政府では、地球と日本の環境を守り、未来の子どもたちに引き継いでいくための行動を、「チャレンジ25」と名付け、あらゆる政策を総動員して、国民の皆様と一緒に、地球温暖化防止を推進しているところです。

また、本年10月には、愛知県名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されます。生物多様性の危機が叫ばれる中、世界的にも注目されているこの会議を議長国として成功に導き、これを契機に生物多様性を守る取組を国内外で強化していきます。同時に、魅力的な国立公園づくりや人といきものが共生できる関係づくりに取り組みます。

厳しい資源制約のある我が国において持続的な発展を目指すために、「循環型社会」の構築が不可欠であります。循環型社会形成を推進し、社会全体の資源効率性を高めることにより、社会全体の温室効果ガス排出抑制にも結びつけ、これにより、意欲と能力のある事業者を育て、廃棄物の発生抑制、リユース、リサイクルの3Rを強化します。

加えて、環境教育、環境分野と福祉や開発など他分野との連携、学校教育や社会教育、地域づくりを通じた人づくりを推進していきます。

(2)　このように、環境省では、「持続可能な社会」の構築に向けて、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築に向けた統合的な取組を推進していますが、平成22年は、それぞれの主体が具体的な行動を広く実践していくことが求められています。そこで、平成

22年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置き、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を具体的に見直していくきっかけ作りを目指します。

・行動することを重視する

国民や企業など、各主体の環境保全のための具体的な行動を起こしてもらうことに重点を置く。

・環境政策・取組への理解と参加を進める

環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性や効果を理解してもらい、政策実施への理解と参加を得る。

・科学的な知見を身近なレベルで理解してもらう

IPCCでの科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近な側面で理解してもらい、より具体的かつ効果的な行動の促進、行動の継続につなげていく。

・課題間のつながりを大切にする

各主体の行動全体を環境そのものをよりよいもの、ひいては持続可能な社会作りにつなげていくものとなることをめざす。

3 実施方針

(1) 実施期間

① 環境の日：6月5日

② 環境月間：6月1日から30日までの一か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO／NPO等、マスコミ

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会等のつどい

・知識の普及：環境展、環境保全型商品の展示、低公害車フェア、施設の公開、工場等の見学

・実践活動：エコ通勤等自動車から環境負荷の小さい交通への転換、エコドライブ実践、環境家計簿、クールビズ（冷房温度の適正化）等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、省エネ機器の買い換えなどのエコ商品選択の推進、循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減等をはじめとしたリデュース・リユース・リサイクル活動、不法投棄監視活動、一斉清掃活動（海岸を含む）、植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動

・顕彰：環境保全功労者、環境保全作品等の表彰

ごみのない美しいまちへ！

平成22年度　クリーンアップひょうごキャンペーン実施計画

1　趣　　旨

県内全域において、美しい地域景観の創出、魅力あふれる地域づくりのためには、環境美化運動の定着が必要です。

そこで、環境省が提唱する「ごみ減量・リサイクル推進週間」［5月30日（ごみゼロの日）から6月5日まで］を皮切りに、環境月間（6月）及び海、山開きのシーズン（7月）中にひょうごのイメージアップ等を図るため、県内各地で環境美化統一キャンペーンを展開します。

2　事業内容

(1) 環境美化活動の実施

市町、関係団体、地域住民等と連携して、清掃等美化活動を実施する。

(2) 普及・啓発

ポスター等啓発資材を作成の上、各団体に配布することにより、環境美化の普及・啓発を図る。また、駅前等人の多く集まる街頭等でのキャンペーンを実施するとともに、自治体や関係団体が主催する集いや提供する広報媒体等を活用し、普及・啓発を図る。

3　期　　間

平成22年5月30日（日）～平成22年7月31日（土）

4　主　　催

クリーンアップひょうごキャンペーン推進協議会

（構成団体）兵庫県、県内市町、（財）ひょうご環境創造協会

自動車事故対策機構からのお知らせ

平成22年度 運行管理者等一般講習開催のご案内

運輸支局及び陸運部に選任の届出を提出している運行管理者の方は、基本2年に1度の受講が義務付けられています。前年度、受講されていない運行管理者、並びに受講を希望される方（運行管理者以外の方でも可）は、別添『運行管理者等一般講習受講申込書』に記載されている講習開催日の中から、希望日を選択（○印）の上、必要事項を記載し、FAX又は郵送で自動車事故対策機構兵庫支所まで受講の申込をして下さい（申込をしていない方は受講できません。）

兵ト協会員の受講料については、協会負担となります。

申込受付後、事故対より講習開催日毎に受講票が送付されます。（講習日約1週間前）

なお、申込先着順にて、定員に達し次第、申込受付終了となります。（満席の場合は、事故対よりFAXにて返信されます。）

開催会場・講習時間等（※会場地図は受講票送付時に添付します。）

講習時間：9時50分～16時00分（受付：9時05分～9時50分）

・神戸：神戸中央港湾労働者福祉センター（定員　145名）

・姫路：兵庫県立姫路労働会館（定員　180名）

・和田山：和田山ジュピターホール（定員　65名）

※詳細等、問い合わせは、自動車事故対策機構兵庫支所までお願いします。

自動車事故対策機構兵庫支所「一般講習」係

〒650-0024　神戸市中央区海岸通2−3−10

TEL. 078-331-6890

FAX. 078-331-3682

事務局からのお知らせ

〈優秀運転者顕章候補者の推薦について〉

全日本トラック協会では、標記顕章を例年のとおり実施いたしますので、下記顕章規程により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

記

◎目　　的

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故・無違反の誇りを持たせ他の模範とすると共に、交通道徳の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

◎選考基準

1．現在運転者にあって、その期間を通算して次の各号に定める期間（平成22年５月末日から遡及し記入)、無事故であり、かつ無違反であった者とする。

① 金十字章 … 平成22年５月末日から逆のぼり、**満20年以上**
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として**15年以上**とする）
（無事故・無違反開始年月日　平成２年６月１日以前）

② 銀十字章 … 平成22年５月末日から逆のぼり、**満10年以上**
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として**７年以上**とする）
（無事故・無違反開始年月日　平成２年６月２日～平成12年６月１日まで）

③ 銅十字章 … 平成22年５月末日から逆のぼり、**満５年以上**
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として**４年以上**とする）
（無事故・無違反開始年月日　平成12年６月２日～平成17年６月１日まで）

－はじめて候補者を推薦される方に－

○候補者１名に対し、年１回・章１種類の推薦となります。
・選考基準①の対象者は、金、銀、銅のいずれか１つを受けることができます。
・選考基準②の対象者は、銀、銅のどちらか１つを受けることができます。
・選考基準③の対象者は、銅のみ受けることができます。

○過去に受章された方は、再び同種の章を受けることはできません。
また、以降２種類以上の章を受ける予定の方は、銅→銀→金の順で受けなければなりません。
・過去に金を受章された方は、以降、金、銀、銅とも受けることができません。
・過去に銀を受章された方は、以降、銀、銅とも受けることができません。（金のみ受けられます。）
・過去に銅を受章された方は、以降、銅を受けることができません。（銀、金とも受けられます。）

2．上記の無事故、無違反であった者とは次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

⑴ 人身に係る事故を起こした者。
⑵ 物損事故で損害額１万円を超える事故を起こした者。
⑶ 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者。

※自動車安全運転センターの証明は必要ありません。

◎推薦方法

候補者を推薦される方は、下記あてご連絡ください。
推薦要領及び推薦書をFAXにてお渡し致します。

◎提 出 先

〒657-0043　神戸市灘区大石東町２丁目４－27
(社)兵庫県トラック協会　総務部
TEL 078－882－5556　FAX078－882－5565

◎推薦書提出期限

平成22年７月30日(金)

会員各位

(社)兵庫県トラック協会

〈ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について〉

国土交通省では、大気環境の環境基準の達成状況において改善傾向がみられるが、大都市地域で二酸化窒素（NOx）及び浮遊微粒子状物質（SPM）の環境基準が達成されていない地域があり、依然として厳しい状況となっていることから、大気汚染への影響が大きいディーゼル車については、昨年10月からポスト新長期規制が順次適用される等、逐次にわたる新車対策が実施されてきているが、環境基準の早期達成とその維持に向けて使用過程車ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減に取り組むため「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を実施します。

つきましては、各位におかれましてはキャンペーンの趣旨をご理解いただきアイドリングストップ、急発進や急加速の防止等エコドライブの励行を推進し、積極的に大気汚染物質等の低減に取り組み方願います。

記

1．重点実施期間

「不正改造車排除強化月間」　　平成22年６月１日(火)から６月30日(水)

2．街頭検査の実施

黒煙及び燃料検査を重点項目とした街頭検査を全国的に実施

3．黒煙濃度チャートの配布

街頭検査時に自動車使用者にチャート紙を配布し、黒煙濃度の点検の励行を指導

4．自主点検等の実施（事業者）

整備管理者は、キャンペーン期間中、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。

5．運転者に対する指導（事業者）

運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導する。

平成22年度低公害車導入促進助成事業について

（社）兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）では、低公害車のさらなる普及促進を図ることを目的として、会員各位が、国土交通省と地方公共団体等による「低公害車普及促進対策費補助金」を利用して**事業用低公害車を導入する場合に、国・自治体・（社）全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調し、通常車両価格との差額（価格差）の一部を助成**いたします。

なお、**低公害車導入に関するご相談は、すべて兵ト協が窓口**となっておりますので、平成22年度中に下記に該当する低公害車の導入を計画されている会員各位におかれましては、**必ず事前に（発注をかける前に：少なくとも登録予定日の1ヵ月前までに）事務局までご一報**くださるようお願いいたします。

国土交通省の補助対象となる天然ガス自動車・ハイブリッド自動車の導入を計画されている場合、事前に国土交通省への交付予定枠申請が必要となりますので、ご注意ください（17ページ参照：平成22年6月末締切）。

記

1　**助成の対象となる低公害車**

車両総重量が2.5ｔ超の事業用低公害車で次の車種を対象とする。

(1) **天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼルからの改造を含む。）** リース元　：LEVO*2

(2) **ハイブリッド自動車**　：LEVO・民間リース会社

(3) **自動車排出ガス規制による平成17年及び21・22年規制適合ディーゼル自動車***1：民間リース会社

*1（３）**に掲げる車両への助成は兵ト協のみ実施（国・自治体・全ト協は助成対象外）**

*2 (財)運輸低公害車普及機構

2　**助成に関する主な条件**

(1) **兵ト協の会員（原則として、平成22年3月末現在で1年以上の会員資格を有すること。）**であること

(2) 助成を受ける車両の**使用の本拠の位置が兵庫県内（神戸・姫路ナンバー）**であること

(3) 助成を受ける車両の**登録は、平成23年3月15日までに完了すること**

また、**購入による導入の場合は、車両代金の支払いなどの決済を車両登録日から3ヵ月以内（最終平成23年3月末日まで）に完了**すること

(4) 次に該当するものについては、**原則として助成の対象となりません。**

- **割賦販売等により、自動車販売会社等に所有権が留保されているもの**
- **手形により車両代金が支払われたもの**
- **転貸リースにより導入したもの**

3　**車種・導入形態別の募集枠**

天然ガス自動車	ハイブリッド自動車	平成17年及び21・22年 規制適合ディーゼル自動車	合　　計
40台	30台	500台	570台

車種及び導入形態別の助成台数を超えた場合は、可能な限り予算の範囲内で調整する。

4　**募集期間**

平成22年４月１日～23年１月31日

先着順とする。予算枠に達した場合は、その時点で受付を終了する。

5　助成金額

「平成22年度低公害車導入促進助成事業助成額表」のとおり。

6　助成台数の限度

会員各位の保有する兵庫県内登録（神戸・姫路ナンバー）の原動機付事業用車両台数（平成22年1月8日現在）ごとに、以下の台数を限度とします。

保有車両台数	50台未満	50台以上 100台未満	100台以上 200台未満	200台以上
助成限度台数	5台	10台	15台	20台

7　申請手続きについて

申請手続きは、必ず事前に（発注をかける前に：少なくとも登録予定日の1ヵ月前までに）お願いいたします。

なお、すでに発注済みの車両については、助成金を受けることが出来ない場合があります。また、すでに登録済みの車両については、助成金を受けることは出来ません（一部実績申請の認められたもの及び４月から６月までの間に登録された車両を除く。）ので、ご了承をお願いいたします。

＊　申請手続きの流れ

交付申請 → 交付決定 → 発注・車両の登録・代金の支払（リース契約の締結）
→ 実績報告（車両登録日から30日以内）→ 助成額の確定 → 交付請求 → 助成金の支払

8　助成金の交付について

車両登録完了後、所定の実績報告を経て助成の条件に適合すると認めたときは、当該車両がリースによる導入の場合はリース契約先に対して、購入による導入の場合は会員に対して、それぞれ助成金を交付します。

ただし、自動車排出ガス規制による平成17年及び21・22年規制適合ディーゼル自動車への助成については、リース・購入の別を問わず、会員に対して助成金を交付します。

9　天然ガス自動車導入に関するご注意

天然ガス自動車は、満充填後の走行キロ数が約200kmと限定されることや、天然ガススタンドの立地等の条件が限定されていますので、導入に際しては、事前に十分ご検討くださるようお願いいたします。

10　低公害車導入促進助成事業利用に関するご注意

会員各位又は助成金交付の対象となった車両が、次のいずれかに該当するときは、すでにお支払の済んだ当該車両に係る助成金の全部又は一部を返還していただく場合があります。また、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間（原則４年、最大積載量が２ｔ以下にあっては３年）は、当該車両の兵庫県外への配置はもとより、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供することは出来ません（財産処分の制限）ので、ご注意下さい。

（1） 助成金の交付決定内容もしくはこれに付した条件、又はその他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき

（2） 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき

（3） 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき

（4） 会員が兵ト協を退会したとき（資格喪失による退会を含む。）

11　お問い合わせ・相談窓口

(社)兵庫県トラック協会　環境事業部

〒657-0043　神戸市灘区大石東町2-4-27　TEL. 078-882-5556　FAX. 078-882-5565

以　上

平成22年度 低公害車導入促進助成事業助成額表

（単位＝円）

■天然ガス自動車（新車）

最大積載量	価格差	国交省	全ト協	兵ト協	合　計
2ｔクラス	923,000	461,000	154,000	307,000	922,000
4ｔクラス	3,175,000	1,587,000	530,000	1,057,000	3,174,000

■天然ガス自動車（使用過程車改造）

最大積載量	価格差	国交省	全ト協	兵ト協	合　計
2ｔクラス	923,000	307,000	100,000	100,000	507,000
4ｔクラス	3,175,000	1,058,000	100,000	100,000	1,258,000

■ハイブリッド自動車

最大積載量	価格差	国交省	全ト協	兵ト協	合　計
2ｔクラス	835,000	417,000	105,000	312,000	834,000
4ｔクラス	2,697,000	1,348,000	338,000	1,010,000	2,696,000

■自動車排出ガス規制による平成17年及び21・22年規制適合ディーゼル自動車

最大積載量	兵ト協
2ｔクラス	30,000
4ｔクラス	60,000
8ｔクラス	100,000

※1　天然ガス自動車・ハイブリッド自動車の導入にあたっては、自治体補助を利用できる場合があります。なお、その場合、自治体補助相当額が全ト協及び兵ト協のそれぞれの助成額から減額されます。

※2　国交省補助の利用にあたっては、天然ガス自動車・ハイブリッド自動車を当該事業年度中に3台以上導入する必要（3台要件）があります。ただし、中小企業基本法による中小事業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）であって、次のいずれかに該当する場合、前述の3台要件は緩和されます。

- グリーン経営認証登録（交通エコロジー・モビリティ財団）を受けた事業者
- 安全性優良事業所（Gマーク:全国貨物自動車運送事業適正化実施機関）の認定を受けた事業者
- ISO　9001/14001適合組織
- その他、これらに準ずるものとして大臣が認定する認証等を受けた事業者

国土交通省「平成22年度低公害車普及促進対策費補助金」について

環境対応車の普及を促進し、地球温暖化対策、大気環境等の改善等を図ることを目的に、トラック事業者のＣＮＧトラック、ハイブリッドトラック導入に対する支援を下記のとおり実施します。

記

1　補助対象となる車両

次のいずれにも該当するＣＮＧトラック、ハイブリッドトラック

①　**平成２２年４月１日から23年１月31日までの間に登録する車両**※1

②　**地方公共団体等（トラック協会を含む）の補助を受けることが可能な車両**（協調補助要件）

③　**ＣＮＧトラック、ハイブリッドトラックを平成２２年度中に３台以上を登録**※2（3台要件）

※１　次世代自動車導入加速モデル事業の対象車両については３月31日までの登録が可能。

※２　中小企業基本法による中小事業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）であって、グリーン経営、安全性優良事業所（Ｇマーク）、ＩＳＯ等の認証を取得している場合は３台要件が緩和されます。

2　補助金の額

通常車両価格との差額（価格差）の2分の1※

※「平成22年度低公害車導入促進助成事業助成額表」参照

3　申請方法

補助金の申請に関するスケジュールは以下のとおりです。

① 車両1台毎に交付予定枠申請を作成、提出（**平成22年6月30日締切**）

↓　**※トラック協会を経由**

② 国土交通省が審査のうえ、交付予定枠の内定通知書を発行

↓　**※内定通知書は8月頃を目処に発行予定**
内定の有効期間は、申請に記した登録予定日から30日以内
但し、8／31までに登録した車両は9／30が有効期限

4／1 ～ 12／31に登録する車両

（内定通知を受けたものに限る）

③　実績申請書の作成、提出
（登録日から30日以内に提出）

※トラック協会を経由
但し、8／31までに登録した車両は９／30が提出期限

1／1 ～ 1／31に登録する車両

（内定通知を受けたものに限る）

③　通常申請書の作成、提出
（8／2から9／30日までに提出）

↓　**※トラック協会を経由**

④　実績報告書の作成、提出
（登録日から30日以内に提出）

※トラック協会を経由

4　その他補助金申請に関する注意事項

①　明確な導入計画に基づき、交付予定枠申請を行ってください。

②　内定通知を受けた車両について登録予定日から30日以内に登録できなければ内定が失効されるため、交付予定枠申請時には若干の余裕をもって登録予定日を設定してください。

③　国交省が交付予定枠申請を集計後、事業者毎の補助台数及び登録予定日を勘案し、予算の範囲内で交付予定枠の内定を行います。

以　上

安全装置等導入助成対象機種が追加・除外されました。

車両横滑り時制動力・駆動力制御装置に三菱ふそうトラック・バス（株）のESP及びUDトラックス（株）のUDSCを追加しました。

また、日野自動車（株）の車両横滑り時制動力・駆動力制御装置RSAは、国の技術要件を満たしておらず、助成対象から除外となりましたので、当協会の助成対象からも除外致します。

平成22年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置

平成22年5月19日現在

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車（株）	運転集中度モニター
日野自動車（株）	車線逸脱警報装置
三菱ふそうトラック・バス（株）	MDAS-Ⅲ（運転注意力モニター）

車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車（株）	IESC
日野自動車（株）	VSC
三菱ふそうトラック・バス（株）	ESP
UDトラックス（株）	NDSC、UDSC

（注1）三菱ふそうトラック・バス（株）のMDAS-Ⅲは、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置の両方の定義を満たしていますが、助成にあたっては一つの装置とみなします。

ドライブレコーダー機器導入助成対象機器が追加されました

・本田通信工業（株）　ドライブレコーダー　HTR-200

☆連絡先：事業推進本部　ドライブレコーダー販売センター

東京都大田区下丸子1-2-3　　ＴＥＬ03-3758-5621

・光英システム株式会社　DT-01/512　　※オプテックスＯＥＭ

☆連絡先：システム営業部　　ＴＥＬ03-5324-0095

・トム通信工業　ＴＭ－Ｖ701Ａ02　ＴＭ－Ｖ720Ａ01　ＴＭ－Ｖ701Ｂ01

☆連絡先：営業部　SDR営業課　　ＴＥＬ045-542-4011

・日本低炭素開発株式会社　ＣＤＲ－180

☆連絡先：営業本部　　ＴＥＬ078-691-8653

4月号の兵ト協ニュースに同封いたしました全日本トラック協会作成の冊子、「事業用貨物自動車の交通事故の傾向と事故事例」（平成22年３月）の46ページに誤りがありました。修正内容は、下記のとおりです。お詫びして訂正いたします。

記

該当ページ　　　46ページ

修正内容

（誤）

当事者／法令違反	事業用										
	乗用車				貨物車						事業用合計
	バス	マイクロバス	普通	小計	大型	中型	普通	軽貨物	トレーラ	小計	
信号無視	37	4	649	690	341	355	178	97	971	75	1,661
通行区分	3	－	39	42	64	48	16	23	151	10	193
最高速度	5	1	27	33	95	75	29	13	212	19	245

（正）

当事者／法令違反	事業用										
	乗用車				貨物車						事業用合計
	バス	マイクロバス	普通	小計	大型	中型	普通	軽貨物	小計	トレーラ	
信号無視	37	4	649	690	341	355	178	97	971	75	1,661
通行区分	3	－	39	42	64	48	16	23	151	10	193
最高速度	5	1	27	33	95	75	29	13	212	19	245

注　トレーラは、大型貨物、中型貨物及び普通貨物の内数。

兵ト協HPから、該当ページ（46ページ：PDFファイル）をダウンロードできます。

問い合せ先
陸運労災防止協会 兵庫県支部
（兵庫県トラック協会内）
電話 078-882-5556

平成22年度 全国安全週間の実施について

兵庫労働局長

標記の全国安全週間につきましては、関係各界における安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、下記の「平成22年度全国安全週間実施要綱」に基づき、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間として実施されます。

平成22年度 全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年で83回目を迎える。

この間、痛ましい災害を二度と起こさぬよう、事業場においては、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。その努力により、労働災害は長期的には減少してきている。

しかしながら、今なお、1,000人を超える尊い命が労働の場で失われているとともに、労災保険新規受給者数は年間約54万人にも上っている。また、立て続けに起きた化学工場における爆発災害など一度に多くの労働者が被災する痛ましい災害は跡を絶っておらず、社会的に大きな関心を集めている。

一方、景気は着実に持ち直してきているが、なお自律性は弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある中で、企業における労働災害防止対策に係る活動が停滞することも懸念される。

このような現状を看過することなく、労働者が安全・安心して仕事に打ち込むことのできる労働災害のない職場を目指し、労働災害を一層減少させていかなければならない。そのためには、職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底を図るとともに、労使が一体となって職場の危険性又は有害性等の調査（以下、「リスクアセスメント」という。）等を実施していくことにより、機械設備、作業等による危険をなくし、安全を先取りしていくことが不可欠である。

このような観点から、平成22年度の全国安全週間は、

「みんなで進めようリスクアセスメント　めざそう職場の安全・安心」

をスローガンとして展開することとする。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることとする。

2 期 間

平成22年7月1日から7月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、平成22年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、全国安全会議、地方安全会議、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

(1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
(2) 雑誌等を通じて広報を行う。
(3) 安全パトロール等を実施する。

(4) 安全講習会等を開催する。
(5) 安全に関する標語等の募集を行う。
(6) 安全衛生に係る表彰を行う。
(7) 「国民安全の日」（７月1日）の行事に協力する。
(8) 事業場の実施事項について指導援助する。
(9) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8　協力者への依頼

主唱者は、上記７の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

9　実施者の実施事項

安全水準のより一層の向上を図るため、計画的、継続的な安全管理の定着を目指して、各事業場においては、次の事項を実施する。

(1) 本週間に実施する事項

ア　経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
イ　今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
ウ　安全についての改善提案の募集及び発表を行う。
エ　安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
オ　安全表彰を行う。
カ　安全についての作文、写真、標語等の募集及び発表を行う。
キ　安全に関する視聴覚教材等を活用した講演会等を開催する。
ク　労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
ケ　緊急時の措置について必要な訓練を行う。
コ　その他本週間にふさわしい行事を行う。

(2) 準備期間中に実施する事項

以下の事項について安全活動に係る総点検を行い、安全活動の定着と安全水準の向上を図ること。

ア　安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

（ア）総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置等安全衛生管理体制の整備並びにその活動の活性化

（イ）リスクアセスメント等の実施

危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、その結果により安全対策を実施するリスクアセスメント等の実施

a 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく適切なリスクアセスメント等の実施
b 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立

（ウ）労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労使による自主的な安全管理活動の推進
（エ）職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ･ハット対策等の日常的な安全活動の充実･活性化
（オ）安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
（カ）労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施
（キ）安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し

a　機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
b　修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
c　機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う作業マニュアルの整備、見直し

（ク）事業場における労働災害の記録、分析及び再発防止対策の徹底

イ　業種の特性に対応した対策及び特定の災害に対する対策の推進

（ア）製造業における労働災害防止対策の推進

a　リスクアセスメント等の実施
b 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用
c　安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施
d　雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底

e　元方事業者としての総合的な安全管理の徹底
f　派遣労働者の派遣先事業場における労働災害防止のための措置義務の徹底
（イ）建設業における労働災害防止対策の推進
a　元方事業者における統括安全衛生管理の徹底と関係請負人に対する適切な指導の実施
b　専門工事業における自律的な安全管理の確立
c　リスクアセスメント等の実施
d　労働安全衛生マネジメントシステムの導入
e　足場先行工法及び手すり先行工法の活用並びに足場からの墜落防止措置等の充実等による墜落・転落防止対策の徹底
f　クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
g　土止め先行工法等による土砂崩壊災害防止対策の徹底
h　安全衛生教育推進計画の整備及び職長、安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底
（ウ）第三次産業における労働災害防止対策の推進
a　リスクアセスメント等の実施
b　転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
c　安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底
（エ）交通労働災害防止活動の推進
a　交通労働災害防止のための管理体制の確立
b　適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施
c　交通労働災害防止のための教育の実施
d　交通労働災害防止に対する意識の高揚
（オ）爆発・火災災害防止対策の推進
a「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づくリスクアセスメント等の実施
b　化学設備の定期自主検査の計画的な実施
c　化学設備の改造、修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
d　化学物質等安全データシート（MSDS）等による化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用の促進
ウ　職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底
（ア）安全教育計画の樹立と効果的な安全教育の実施
（イ）雇入れ時及び作業内容の変更時の安全教育の徹底
（ウ）事業場における安全教育担当者の育成
（エ）安全管理者等に対する能力向上教育の実施
（オ）危険業務従事者等に対する安全教育の実施
（カ）就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務における有資格者の充足
エ　作業者の安全意識の高揚
（ア）災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
（イ）職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
（ウ）安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進
（エ）「安全の日」等の設定
（オ）安全についての標語等の募集・掲示
（カ）作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等の実施
（キ）家庭に対する安全の協力の呼びかけの実施
オ　派遣労働者の安全対策の徹底
（ア）派遣労働者を含めた安全衛生管理体制の確立、機械の安全化など危険防止措置の適切な実施等派遣先における安全対策の徹底
（イ）雇入れ時の安全衛生教育の適切な実施等派遣元における安全対策の徹底
（ウ）安全衛生教育に関する派遣先の協力や配慮、連絡調整等の派遣元事業者と派遣先事業者との連携
カ　高年齢労働者に配慮した職場改善の推進
（ア）機械設備等作業環境の改善
（イ）作業方法、作業配置等の改善
キ　快適な職場環境の形成の推進
ク　労働時間等労働条件の適正化の推進

講習会のお知らせ

◎　フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）

※　最大荷重１トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方でなければ就業できません。

１．講習日時・会場

学科	講　習　日	平成22年９月２日(木)　９時～　　８時45分受付
	会　　場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町２丁目４－27 ※受講者の為の駐車場はありません。 (公共交通機関を利用して下さい)
実技	講　習　日	平成22年９月５日(日)　８時～　　７時45分受付 ９月11日(土)　８時～ ９月12日(日)　８時～
	会　　場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島８－11－３　※駐車場：有

２．受講料

	受講料	テキスト代	合　計	受講資格
兵ト協会員	33,600円 （内消費税5%　1,600円）	陸災防兵庫県支部負担	33,600円 （内消費税5%　1,600円）	普通自動車運転免許を有し、満18歳以上の方。
非会員	33,600円 （内消費税5%　1,600円）	1,400円 （内消費税5%　66円）	35,000円 （内消費税5%　1,666円）	

３．申込要領

（１）　陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、**必ず予約受付**を行ってから次の①～④を**現金書留**で下記申込先に郵送して下さい。

①　**受講申込書**（(Ａ４サイズにコピーして使用して下さい)

②　**証明写真２枚**（サイズ縦3.5㎝、横2.5㎝）

※　合格された場合の**修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。**
２枚のうち１枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③　**本籍地を証明できる書類**

※　住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④　**受講料**

（申込先）

〒657-0043　神戸市灘区大石東町２丁目4－27 兵庫県トラック協会内 陸運労災防止協会兵庫県支部 電 話（078）８８２－５５５６

※　持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

（２）　納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。

受講票は、講習会初日の約５日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

（３）　予約受付及び申込書受付期間

平成22年８月９日（月）～平成22年８月25日（水）必着

ただし、期間にかかわらず定員（50名）に達ししだい締め切ります。

（定員に空きがあれば、前日まで受付可）

4．修　了　証

法定の講習時間を受講し、**学科実技共、修了試験に合格した方には修了証**を交付いたします。

４日のうち１日でも欠席の場合は不合格となります。

5．持　参　品

学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

学　　科　　会　　場
㈳兵庫県トラック協会
神戸市灘区大石東町２丁目４番27号
ＴＥＬ（０７８）８８２－５５５６

実　　技　　会　　場
神戸港湾教育訓練協会
神戸市中央区港島８－11－３

様式 4　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号＿＿＿＿＿＿

フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

<table>
<tr><td colspan="6">証明写真を貼付して下さい。
縦3.5ｃｍ
横2.5ｃｍ</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな</td><td></td><td>性別</td><td rowspan="2">修了証番号</td><td rowspan="2">※</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名</td><td></td><td>男・女</td></tr>
<tr><td colspan="2">生年月日</td><td>昭和　年　月　日生</td><td colspan="2">交付年月日</td><td>※</td></tr>
<tr><td colspan="2">現住所
（修了証に載ります）</td><td colspan="2">〒

電　話（携帯電話）</td><td>本籍</td><td>都道府県</td></tr>
<tr><td rowspan="2">勤務先</td><td>所在地</td><td colspan="4">〒
電　話　　　　　　　　ＦＡＸ</td></tr>
<tr><td>名　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">所持する自動車
運転免許証</td><td colspan="2" rowspan="3">１．大型特殊（カタピラ限定なし）
２．大　型
３．中　型
４．普　通
５．大型特殊（カタピラ限定付）
（注）所持する免許に○を付けて下さい</td><td colspan="2">免許証番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">取得年月日
年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">発行者
公安委員会</td></tr>
<tr><td colspan="3">ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して下さい。</td><td colspan="3">平成　年　月　日

受講者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">書替・再交付年月日</td><td colspan="4">※　年　月　日</td></tr>
</table>

（注）※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。

講習会のお知らせ

◎　はい作業主任者技能講習会

※　「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいう。

高さが２メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

１．講習日時・会場　注：当日は８時45分より受け付けします。

講習日時	１日目	平成22年８月25日(水)　９時～17時
	２日目	平成22年８月26日(木)　９時～18時
講習会場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町２丁目４－27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

２．受 講 料

	受 講 料	テキスト代	合　　計
兵ト協会員	6,500円 (内消費税5%　309円)	陸災防兵庫県支部負担	6,500円 (内消費税5%　309円)
非　会　員	6,500円 (内消費税5%　309円)	1,500円 (内消費税5%　71円)	8,000円 (内消費税5%　380円)

３．受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に３年以上従事した経験を有する方。

４．申込要領

（１）　陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、**必ず予約受付**を行ってから次の①～④を**現金書留**で下記申込先に郵送して下さい。

①　**受講申込書**（Ａ４サイズにコピーして使用して下さい）

②　**証明写真２枚**（サイズ縦3.5㎝、横2.5㎝）

※　合格された場合の**修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。**
２枚の内うち１枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③　**本籍地を証明できる書類**

※　住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④　**受講料**

（申込先）

〒657-0043　神戸市灘区大石東町２丁目4－27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電 話（078）８８２－５５５６

※　持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

（２） 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約５日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

（３） 予約受付及び申込書受付期間
平成22年７月20日(火)～平成22年８月13日(金) 必着
ただし、期間にかかわらず定員（100名）に達ししだい締め切ります。
（定員に空きがあれば、前日まで受付可）

5．修　了　証

法定の講習時間を受講し、**修了試験に合格した方には修了証**を交付いたします。
２日のうち１日でも欠席の場合は不合格となります。

6．持　参　品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

はい作業主任者技能講習会場
(社)兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町２丁目４番27号
ＴＥＬ（０７８）８８２－５５５６

様式 5　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号＿＿＿＿＿＿＿

写真貼付して下さい。縦3.5ｃｍ 横2.5ｃｍ

はい作業主任者技能講習会 受講申込書・修了証台帳

ふりがな		性別	修了証番号	※
氏　　名		男・女		
生年月日	年　　月　　日生	交付年月日		※

現住所（修了証に載ります）	〒 電話（携帯電話）	本籍	都道府県

勤務先	所在地	〒 電話　　　　　　　　ＦＡＸ
	名　称	

証　　明　　書

受講者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に　　　年　　月から　　　年　　月まで３年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成　　年　　月　　日

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事 業 者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

書替・再交付年月日	※　　　　年　　月　　日

（注）※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。

平成22年度 技能講習会実施予定表

実施日及び場所は予告無く変更となりますので、申込の前に必ず当該講習の受講案内を確認してください。

講習名	講習日		受講定員
	日程		
第２回 フォークリフト運転技能講習会 （11h･31h）	4日間 （31時間） ※2日間 （11時間）	平成22年9月 ※詳しくは24P、25Pを ご参照下さい。	50名
第３回 フォークリフト運転技能講習会 （11h･31h）	4日間 （31時間） ※2日間 （11時間）	平成22年11月	50名
第４回 フォークリフト運転技能講習会 （11h･31h）	4日間 （31時間） ※2日間 （11時間）	平成23年3月	50名
第３回 はい作業主任者技能講習会	2日間	8月 ※詳しくは27P、28Pを ご参照下さい。	100名
第４回 はい作業主任者技能講習会	2日間	10月	100名
第５回 はい作業主任者技能講習会	2日間	12月	100名
第６回 はい作業主任者技能講習会	2日間	平成23年2月	100名

場所は主に神戸市（兵庫県トラック協会研修センター）を予定
※フォークリフト運転技能講習の2日間（11時間）講習については、現在業務規定を改正中ですので
詳細は、決定次第お知らせ致します。

燃料価格情報

軽油「元売別」購入価格表（平成22年４月末現在）　（単位：円／ﾘｯﾄﾙ）

区分 / 元売名		ローリー	組合	カード	スタンド	
		平均	平均	平均	平均	
新日本		93.15	93.50	101.75	95.00	兵ト協調べ
出光		92.22	98.00	97.45	104.00	兵ト協調べ
Ｊエナジー		92.15			98.00	兵ト協調べ
コスモ		92.63	93.47	101.25		兵ト協調べ
昭和シェル		92.80			95.75	兵ト協調べ
モービル		88.90		98.00		兵ト協調べ
エッソ		91.63		105.00	110.00	兵ト協調べ
その他		92.42	93.91	98.90	96.75	兵ト協調べ
総計		92.30	94.37	100.13	98.38	兵ト協調べ
22／3	全国平均	89.03	調査なし	94.73	94.77	全ト協調べ
22／3	近畿平均	87.72		95.51	96.93	全ト協調べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）　（単位：円／ﾘｯﾄﾙ）

区分 / 集計月	ローリー	組合	カード	スタンド
	平均	平均	平均	平均
平成21年５月	73.73	75.90	84.25	81.93
平成21年６月	74.72	77.00	86.09	81.87
平成21年７月	76.19	78.70	86.56	84.30
平成21年８月	80.42	81.64	87.57	88.38
平成21年９月	82.87	84.27	89.40	86.86
平成21年10月	84.57	86.77	92.63	92.48
平成21年11月	82.43	86.87	91.32	90.37
平成21年12月	85.73	88.15	92.48	91.15
平成22年１月	85.25	89.59	94.06	95.85
平成22年２月	87.62	90.23	96.75	94.55
平成22年３月	87.10	89.50	96.77	93.18
平成22年４月	88.53	90.54	96.65	95.56
平成22年５月	92.30	94.37	100.13	98.38
年間平均	83.19	85.66	91.90	90.37

※前月分の価格データを集計しています。　（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

会員だより

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
22.4.23	西播	一般	㈲青山製作所	橋爪紀夫	〒671-1155 姫路市広畑区大町2丁目17番地 ☎ 079－237－5575 FAX 079－237－9880
5.7	東播	一般 利用	㈱ケイステーション	喜多美雄	〒675-0016 加古川市野口町長砂823番地の1 ☎ 079－422－6984 FAX 079－422－6994
5.10	東播	利用	三喜㈱	濱田陽司	〒675-0021 加古川市尾上町安田385-3 ☎ 097－453－5366 FAX 097－453－5353
5.13	西播	一般	森上重機	森上政弘	〒679-4305 たつの市新宮町吉島511 ☎ 0791－77－1034 FAX 0791－77－1034
5.20	兵庫	一般	㈱シード	片岡孝	〒651-1243 神戸市北区山田町下谷上字かんじゃ11-1 ☎ 078－582－8920 FAX 078－582－8921

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	備考
22.4.27	丹有	一般 利用	㈲八多運送	松本直之	事業廃止
5.11	西播	一般 利用	㈲加古原商店	加古原幸郎	事業廃止
5.17	西播	一般	山﨑建設㈱	杉田博昭	事業休止
5.20	東部	利用	㈲エイコーインダストリー	田中利忠	都合により

変 更 届

届出年月日	会員名簿ページ数	変更事項	(旧)	(新)
22.4.23	P.16	代表者	ビューテック㈱ 渡辺一正	渡辺一正(会長) 福田太郎(社長)
4.23	P.204	代表者	山本運輸㈱ 山本良雄	山本洋介
4.30	P.165	名称・住所	㈲アキシノ 姫路市広畑区吾妻町2丁目24－8	㈱アキシノ 〒671-1154 姫路市広畑区吾妻町2丁目22－4
4.30	P.58	代表者(1名減)	大阪物流サービス㈱ 二又大榮・森山拓男	森山拓男
5.10	P.2	住所	㈱アリオカ 伊丹市船原2丁目2－3	〒664-0845 伊丹市東有岡4丁目15
5.10	P.8	名称	㈲伍代物流サービス	㈱伍代物流
5.14	P.65	代表者	日本コンテナ輸送㈱ 脇田隆光	矢野耕三
5.17	P.169	代表者	家納運送㈲ 家納照男	谷口隆司

かなしみ

年月日	支部名	氏名	会社名
22.4.19	西播	安蒜春男様	共生運輸㈱
4.25	東部	田中義信様	田中運輸㈱

!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!

協会日誌

月日	行　事　名	場所
5・6	兵ト協　正・副会長会議	
7	自動車関係団体連絡会	自動車会館
9	兵ト協　但馬支部　総会	玉造温泉
10	平成21年度補助事業実績報告書ヒアリング	県
	食品部会「正副部会長・監事合同会議」	兵ト協
	食品部会「役員会」	兵ト協
	民主党トラック議連意見交換会	兵ト協
11	(社)静岡県トラック協会　総決起大会	静岡市葵区
12	ダンプ部会情報交換会	兵ト協
	兵ト協　理事会	兵ト協
13	安全性評価事業説明会	西部研修センター
	平成22年度第1回神戸市国民保護協議会幹事会	神戸市役所1号館14階大会議室
17	全ト協海コン部会正副部会長会議	品川プリンス
	三木会	兵ト協
18	安全性評価事業説明会	兵ト協
	大気環境保全連絡協議会　幹事会	神戸市教育会館4F
19	タンクトラック部会役員会	兵ト協
	安全性評価事業説明会	和田山ジュピターホール
20	第29回全ト協引越部会総会	全ト協
21	兵ト協　東播支部　総会	加古川市民会館
	取扱部会「役員会」	兵ト協
	陸災防本部　理事会・通常総代会	ホテルパシフィック東京
	兵ト協　東部支部　総会	伊丹シティホテル
	兵ト協　西宮支部　総会	宝塚ホテル
22	兵ト協　明石支部　総会	明石支部
	兵ト協　西神戸支部　総会	ホテルオークラ神戸
	兵ト協　兵庫支部　総会	神戸飯店
24	全ト協　重量部会　常任委員会	全ト協
	兵ト協　西播支部　総会	西部研修センター
	神戸地区環境保全連絡協議会　平成22年度定時総会	クオリティホテル神戸
25	全国道路利用者会議　第62回定時総会	砂防会館
	神戸商工会議所　環境対策専門委員会	神戸商工会議所3階会議室
	兵庫県不正軽油対策協議会	兵庫県民会館
	(社)日本路線トラック連盟　平成22年度事業報告会	帝国ホテル大阪
	兵青協　第1回評議員会（総会）	マンダリンパレス
	兵ト協　東神戸支部　総会	ホテル竹園芦屋
26	兵庫県大気環境保全連絡協議会理事会	神戸市教育会館
	引越部会「正副部会長・監事合同会議」	兵ト協
	路線部会役員会	兵ト協
	引越部会「委員会」	兵ト協
	尼崎運輸事業協同組合　総会	ホテルニューアルカイック
27	全ト協　振興センター理事会	第一ホテル東京
	全ト協　交付金運営中央委員会	第一ホテル東京
	兵ト協　決算総会	ホテル日航姫路
	兵庫県経営者協会　第63回定時会員総会	神戸ポートピアホテル
31	全ト協タンクトラック・高圧ガス部会	全ト協
	― 6月の予定 ―	
6・1	近ト協2010年度制度・政策要求申し入れに伴う回答交渉	大ト協
	兵庫県大気環境保全連絡協議会総会	兵庫県民会館パルテホール
3	フォークリフト運転技能講習会（1日目）	兵ト協
4	近ト協　幹事会	大ト協
	グリーン経営講習会	難波御堂筋ホール
	全ト協交通対策委員会	全ト協
	ひょうごエコタウン推進会議　理事会	兵庫県民会館7階
5	百貨店部会「平成22年度定時総会」	山口県長門湯本温泉
	地球と共生・環境の集い2010	兵庫県公館大会議室
6	フォークリフト運転技能講習会（2日目）	(社)神戸港湾教育訓練協会
	危険物安全週間	全国
	関東ブロック青年経営者研修交流会	川越プリンスホテル

月日	行　事　名	場所
6・6	兵ト協　丹有支部　総会	エクシブ京都
7	兵庫県適正化事業実施機関評議委員会	兵ト協
	陸災防近畿ブロック事務局連絡会議	京都府トラック協会
	KTS正副会長会議	ホテルフジタ京都
8	近ト協　全国事業者大会準備委員会	大ト協
	運行管理の徹底及び下請法について（説明会）	兵ト協
	神戸市防災会議	神戸市役所1号館14F大会議室
	兵庫倶楽部　理事・評議員合同会議	神戸国際会館
	自動車関係団体連絡会	自動車会館
	兵ト協　正副会長会議	神戸市中央区
9	運行管理者基礎講習	神戸海洋博物館
	陸運及び観光関係永年勤続者表彰（中間管理者）	シェラトン都ホテル大阪
	運行管理の徹底及び下請法について（説明会）	西部研修センター
	西宮地区低公害車普及等推進協議会　平成22年度総会	西宮市役所職員会館
10	運行管理者基礎講習	神戸海洋博物館
	全ト協　振興センター評議員会	全ト協
	全ト協　常任理事会・理事会合同会議	全ト協
	輸送秩序確立委員会正副委員長会議	兵ト協
	道路運送経営研究会　第48回評議員会	全ト協
11	神戸市危険物安全協会総会・安全大会	神戸市防災コミュニティセンター
	運行管理者基礎講習	神戸海洋博物館
	運行管理者基礎講習	
	第33回環境問題対策委員会	全ト協
	食品部会　総会	マンダリンパレス
12	フォークリフト運転技能講習会（3日目）	(社)神戸港湾教育訓練協会
13	フォークリフト運転技能講習会（4日目）	(社)神戸港湾教育訓練協会
	滋賀エコ・セーフティドライブコンテスト	クレフィー湖東
14	兵ト協　総務委員会	兵ト協
	本部研修センター建設等検討委員会	兵ト協
15	平成22年度交付金業務主管者会議	全ト協
	第65回全ト協鉄鋼部会総会	ホテル日航福岡5階
16	運輸安全マネジメント研修会	兵ト協
	全国支部事務局長・交通荷役労働災害防止指導員合同会	航空会館（東京都）
17	全国交通荷役労働災害防止指導員会議	航空会館（東京都）
	運輸安全マネジメント研修会	西部研修センター
	ブロックトラック協会専務理事業務連絡会議	全ト協
18	兵ト協　天狼会　総会	とけいや
	タンクトラック部会総会	神戸市中央区「山田屋」
	近畿トラック協会　正・副会長会議	大阪新阪急ホテル
21	兵庫倶楽部　通常総会　等	神戸国際会館西村屋ダイニング
22	全ト協重量部会通常総会	秋田キャッスルホテル
23	はい作業主任者技能講習【1日目】	兵ト協
	自動車及び観光関係永年勤続者表彰（中間管理者）	KKRホテル大阪
24	はい作業主任者技能講習【2日目】	兵ト協
	兵庫県高圧ガス地域防災協議会役員会	クラウンプラザ
	全ト協　決算総会　（懇親会）	第一ホテル東京
	全ト協　振興センター理事会	第一ホテル東京
	全ト協　正副会長会議	第一ホテル東京
	― 7月の予定 ―	
7・7	輸送秩序確立委員会	兵ト協
	三木会	兵ト協
8	全国専務理事業務連絡会議	全ト協
15	夏の交通事故防止運動	兵庫県内
21	ダンプ部会情報交換会	兵ト協
24	ドライバーコンテスト兵庫県大会	明石運転免許試験場
27	運行管理者基礎講習	神戸海洋博物館
	第19回暴力団追放兵庫県民大会	神戸文化ホール
28	運行管理者基礎講習	神戸海洋博物館
29	運行管理者基礎講習	神戸海洋博物館